

令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 <コロナ特別対応型> 交付規程

令和2年6月4日

規程令2第10号

改正 規程令2第22号

改正 規程令2第26号

(通則)

第1条 小規模事業者持続的発展支援事業費補助金（小規模事業者持続化補助金事業）における小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「中小機構」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「中小機構」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、中小機構が補助金の公募を行い、中小機構が別に定める審査基準に基づく審査で採択した単独又は複数の、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に定める小規模事業者及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、小規模事業者等が、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、生産性向上に資する経営計画に基づく販路開拓等を行う際に、前向きな投資を行い、また、事業再開に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに照らして事業を継続する上で必要最低限の感染防止対策を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として中小機構が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、次の各号のいずれも該当する場合に補助金を交付する。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に定める収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定される34事業）を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費であって、補助対象経費の6分の1以上が別表の「類型A」から「類型C」までのいずれかの要件に合致する投資である事業に係るものとする。ただし、第9条第3項の規定に基づく交付決定を行った日

以前であって、かつ、別表中「補助対象経費の遡及適用日」以降に発生した経費であり、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができます。

3 類型、補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、中小機構理事長（以下「理事長」という。）が第9条第3項の規定に基づく交付決定を行った日（前条第2項ただし書きに基づく経費を補助対象経費とする場合は、当該経費の発生日）から、補助事業者が様式第1による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第16条の規定に基づき理事長から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日まで事業実施期間とすることができます。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電磁的方法による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同様。）により行うことができる。この交付の申請を電磁的方法で行った補助事業者については、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第16条の規定に基づく事故の報告、第17条の規定に基づく状況報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第25条第3項の規定に基づく処分の承認申請、第26条の規定に基づく産業財産権等に関する報告及び第29条の規定に基づく事業効果等状況報告についても同様に、電磁的方法により行うことができるものとする。

(電磁的方法による通知等)

第8条 理事長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、次条第3項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、第15条の規定に基づく承認、第16条の規定に基づく指示、第17条の規定に基づく要求、第19条第1項の規定に基づく通知、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく命令、第23条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項の規定において準用する場合を含む。）及び第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付決定の通知)

- 第9条 理事長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助事業者が単独事業者の場合には、決定額の上限を別表のとおりとする。
- 2 前項のほか、複数の小規模事業者等が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を別表の欄外記載のとおりとする。
- 3 理事長は、第6条第1項の規定による小規模事業者持続化補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「小規模事業者持続化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。
- 4 第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 5 理事長は、第3項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 6 理事長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 7 理事長は、第3項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による「小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書」をもって理事長に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第11条 第9条第3項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第15条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、理事長が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第3項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 理事長が第19条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が理事長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、理事長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知、若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 理事長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 理事長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、理事長が行う弁済の効力は、理事長が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(中止又は廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、理事長の要求があったときは、速やかに様式第7による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を理事長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は事業実施期限日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 理事長は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第19条 理事長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第20条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払を受けることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9-1による「小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書」を理事長に提出しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する概算払を受けようとするときは、様式第9-2による「小規模事業者持続化補助金に係る補助金概算払請求書」を理事長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置及び立入検査)

第22条 理事長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 理事長は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、理事長の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第23条 理事長は、第15条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第9条第3項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく理事長の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
 - (6) 補助事業者が、第31条に定める誓約事項に反していることが判明した場合
 - (7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合
 - (8) 補助事業者が、第18条に定める期限内に、様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- 2 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第21条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中小機構に納付せざることがある。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、理事長が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による「取得財産の処分承認申請書」を理事長に提

出して、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第26条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第27条 理事長は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構に納付させができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第28条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（2）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、理事長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、理事長の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、第1項に定める個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

(事業効果等状況報告)

第29条 補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間（以下、「事業効果等状況報告期間」という。）の事業効果等の状況について、事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内に、様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書」により理事長に報告しなければならない。

(成果の発表)

第30条 理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させができるものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第31条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第32条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

第2条 別表について、次のように改め、令和2年5月22日から適用する。

別表（第4条関係）

類型・枠	補助対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助対象経費の遡及適用日
類型A 類型B 類型C	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	類型A：3分の2 類型B：4分の3 類型C：4分の3 (複数の類型を選択した場合の補助率は一律4分の3)	100万円 (※)	令和2年2月18日
事業再開枠	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用	定額	50万円	令和2年5月14日

- 「類型A」とはサプライチェーンの毀損への対応に係る事業をいう。
- 「類型B」とは非対面ビジネスモデルへの転換に係る事業をいう。
- 「類型C」とはテレワーク環境の整備に係る事業をいう。
- 「事業再開枠」とは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づいた取組に関する事業を行う感染防止対策費を補助対象とし、類型Aから類型Cの事業に上乗せする枠をいう。

(※) 複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を150万円に、連携小規模事業者等の数を乗じた金額とする。ただし、1,500万円を上限とする。

附 則（規程令2第22号）

第1条 この規程は令和2年7月22日に施行し、令和2年6月13日から適用する。

第2条 第4条第2項を次のように改め、令和2年4月28日から適用する。

第4条（略）

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費であって、補助対象経費の6分の1以上が別表の「類型A」から「類型C」までのいずれかの要件に合致する投資である事業に係るものとする。ただし、第9条第3項の規定に基づく交付決定を行った日以前であって、かつ、別表中「補助対象経費の遡及適用日」以降に発生した経費で

あり、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができる。

附 則（規程令2第26号）

この規程は、令和2年8月7日から施行する。

別表（第4条関係）

類型・枠	補助対象経費の区分	補助率	補助上限額 (※1)	補助対象経費の 遡及適用日
類型A 類型B 類型C	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	類型A：3分の2 類型B：4分の3 類型C：4分の3 (複数の類型を選択した場合の補助率は一律4分の3)	100万円 (特例事業者は150万円) (※2)	令和2年2月 18日
事業再開枠	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用	定額	50万円 (特例事業者は100万円) (※2)	令和2年5月 14日

- 「類型A」とはサプライチェーンの毀損への対応に係る事業をいう。
- 「類型B」とは非対面型ビジネスモデルへの転換に係る事業をいう。
- 「類型C」とはテレワーク環境の整備に係る事業をいう。
- 「事業再開枠」とは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいた取組に関する事業を行う感染防止対策費を補助対象とし、類型Aから類型Cの事業に上乗せする枠をいう。
- 特例事業者とは、下記のいずれかの施設の要件を満たし、その施設で事業を実施する事業者をいう。

屋内運動施設	屋内に運動器具が備えられており、ガイドラインに該当すると考えられる施設
バー	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和32年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第2号若しくは第3号の営業若しくは同条第11項の特定遊興飲食店の許可を受けた又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の届出を行っており、ガイドラインに該当すると考えられる施設
カラオケ	個室にカラオケ設備があり、ガイドラインに該当すると考えられる施設
ライブハウス	音響設備が備えられており、ガイドラインに該当すると考えられる施設
接待を伴う飲食店	風営法第2条第1項第1号の営業に該当し、かつ、当該営業の許可を取得しており、ガイドラインに該当すると考えられる施設

(※1) 複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合には、1事業あたりの決定額の上限を150万円（特例事業者の場合は200万円）に、連携小規模事業者等の数を乗じた金額とする。
ただし、1, 500万円（特例事業者の場合は2, 000万円）を上限とする。

(※2) 特例事業者に関する上乗せ可能な補助額は、類型Aから類型Cまで（以下「類型ABC」とい

う。) 又は事業再開枠合わせて50万円を上限とする(類型ABC又は事業再開枠の一方のみに計上することもできるものとする。)。ただし、類型ABCと事業再開枠を合わせた補助上限額は200万円とし、事業再開枠は特別枠の上限額を上回ることはできないものとする。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。